１　目　的

本府における生涯学習施策の円滑な推進を図るため、大阪府生涯学習推進課長会議（以下「課長会議」という。）を設置する。

２　実施項目

（１）生涯学習に関する情報交換及び意見交換について

（２）生涯学習施策のとりまとめについて

（３）その他生涯学習施策の推進について必要な事項の検討について

３　構　成

課長会議は、下記の委員をもって組織する。

政策企画部政策企画総務課長

総務部法務課長

財務部財政課長

ｽﾏｰﾄｼﾃｨ戦略部ｽﾏｰﾄｼﾃｨ戦略総務課長

府民文化部府民文化総務課長

府民文化部文化・スポーツ室文化課長

　　　　 福祉部福祉総務課長

４　座　長

課長会議に座長を置き、座長は府民文化部文化・スポーツ室文化課長をもって充てる。

５　運　営

課長会議は、座長が招集し、その進行を行う。座長が不在のときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

課長会議の庶務は、文化課において行う。

６　その他

この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

　　　附　則

この要領は、平成２３年１２月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

-　20　-

参考　大阪府生涯学習推進課長会議設置要綱

健康医療部健康医療総務課長

商工労働部商工労働総務課長

環境農林水産部環境農林水産総務課長

都市整備部都市整備総務課長

住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長

教育庁教育総務企画課長

大阪府警察本部総務部総務課長